

## ○東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年3月29日条例第2号）

### （目的）

第一条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もつて子育ての支援に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第二条 この条例において「子ども」とは、児童等及び高校生等をいう。ただし、婚姻をしている者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。

2 この条例において「児童等」とは、十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

3 この条例において「高校生等」とは、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にいる者のうち児童等以外のものをいう。

4 この条例において「子どもを養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

5 前項第一号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

6 この条例にいう「父」には、母が子どもを懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

### （対象者）

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、区の区域内に住所を有する子どもを養育している者であつて、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている子ども

二 規則で定める施設に入所している子ども

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親に委託されている子ども

四 社会保険各法の規定による被保険者となつてゐる子ども

### （医療証の交付）

第四条 児童等に係る医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童等について、東京都北区長（以下「区長」という。）に規則で定めるところにより申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

### （助成の範囲）

第五条 区は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によつて子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によつて医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

### （医療費の助成）

第六条 児童等に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、当該対象者に対し助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を児童等に係る対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
- 3 高校生等に係る医療費の助成は、助成する額を当該高校生等に係る対象者に支払うことにより行う。

(届出義務)

第七条 児童等に係る対象者は、第四条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

- 2 児童等に係る対象者は、当該児童等及び当該対象者の現況について、規則で定めるところにより、毎年区長に届け出なければならない。
- 3 児童等に係る対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、児童等に係る対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第八条の二 児童等に係る対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、児童等に係る対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 児童等に係る対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡したときは、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第九条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第二号から第四号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
  - 二 第七条第三項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかつたとき。
  - 三 前条第一項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。
  - 四 前条第二項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。
- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。